

京 都 大 学 エ ネ ル ギ ー 理 工 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(<u>エネルギー複合機構研究センター</u>)</p> <p>第6条 エネルギー理工学研究所に、附属の研究施設として、<u>エネルギー複合機構研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>エネルギー複合機構研究センター</u>に、<u>センター</u>長を置き、エネルギー理工学研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 <u>センター</u>長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の<u>センター</u>長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>センター</u>長は、<u>エネルギー複合機構研究センター</u>の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(<u>附属研究施設</u>)</p> <p>第6条 エネルギー理工学研究所に、<u>次に掲げる</u>附属の研究施設を置く。</p> <p><u>エネルギー複合機構研究センター</u> <u>カーボンネガティブ・エネルギー研究センター</u></p> <p>2 <u>附属の研究施設</u>に長を置き、エネルギー理工学研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 <u>附属の研究施設</u>の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の<u>附属の研究施設</u>の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 <u>附属の研究施設</u>の長は、<u>当該研究施設</u>の業務をつかさどる。</p> <p>附 則 (令和4年達示第66号)</p> <p>1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命するカーボンネガティブ・エネルギー研究センター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。</p>